熊本県のうち 菊池市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が七キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十七キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
熊本県のうち 菊池市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が七キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十七キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
熊本県のうち 合志市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
熊本県のうち 合志市	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
大分県のうち 佐伯市	同時に給油することができる自動車の数が十一以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上
		四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
大分県のうち 佐伯市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二キロリットル以上 五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
鹿児島県のうち 阿久根市	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
鹿児島県のうち 阿久根市	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
鹿児島県のうち 奄美市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
鹿児島県のうち 奄美市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上

を　に、　を　に、　を　に、　を　に、